

回答書

平成 2 1 年 4 月 1 3 日

被通知人

春日電機個人株主の会

ご担当 殿

通知人 〒 1 8 1 - 0 0 1 3

東京都三鷹市下連雀 6 - 1 - 3 3

春日電機株式会社

法律事務所

上記通知人代理人弁護士

T E L :

F A X :

前略 当職らは、貴殿の平成 2 1 年 4 月 7 日付申入書に対

21.4.13
12-18

し、通知人春日電機株式会社（以下「当社」といいます。）を代理して、下記のとおりご回答申し上げます。

貴殿は、春日電機個人株主の会として、①当社代表取締役佐藤将との話し合い、及び、②当社労働組合との話し合いの申し入れをされております。

当社経営陣の認識として、労働組合及び良識ある株主との信頼関係を築くことの重要性、また、当社を経営危機に陥らせた旧役員に対する責任追及の必要性については、何ら異存はございません。

しかしながら、上記①の要請について、個々の株主の方の申し入れに対しては、平成21年6月末に行われる定時株主総会で対応することを予定しており、現時点において個別に対応する予定はございません。したがって、現時点では、貴殿の申し入れには応じられません。

上記②の要請については、当社と労働組合はあくまで別主体である以上、当社は、貴殿の労働組合との話し合いの要請に対して返答する立場にはございません。

個人株主の会の方々におかれましては、何卒、ご理解を賜りたく存じます。

この郵便物は平成21年4月13日第

草々
号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便認証司

〒214 4013

郵便事業株式会社

21.4.13
12-18

21.4.13
12-18